

沿海漁業協同組合の組合員資格審査等に係る対応方針 (概要版)

- 1 漁業を営む日数については、資格審査規程に則り、原則、水揚仕切書又は売上傳票等から客観的に把握できる水揚日数をもって算定するよう指導する。
なお、養殖業を営む者、漁業従事者及び法人についても資格審査規程に則り審査するよう指導する。
- 2 改善が見られない又は審査状況に疑義がある組合に対しては、検査又は報告徴求命令により資格審査の実施状況を毎年確認する。確認した結果、依然として不適切な場合は報告徴求命令、必要措置命令等の行政処分をもって改善を強く求める。
なお、必要措置命令等の不利益処分については組合名、処分の内容、原因となった事実等を公表する。
- 3 資格審査の改善を求める過程で、法定解散に至っていることが明らかになった組合に対しては解散の手続きを行うよう指導する。

① 資格審査の実施状況を検証する際に確認する資料

水揚仕切書、売上傳票、領収書の控え、養殖日誌、
従事証明書、事業報告書、その他資格審査の際に徴収した資料

② ①について疑義がある場合等に組合を通じて提出を求め確認する 補足資料

《事業主組合員、法人組合員関係》

所得税の確定申告書の控え、青色申告決算書の控え、
収支内訳書の控え(白色申告)、市県民税申告書の控え、
帳簿、市県民税課税台帳記載事項証明書、
その他①の裏付けとなる資料又は審査事項の確認に必要な資料

《従事者組合員関係(雇用主組合員又は従事者組合員)》

源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿、
青色申告決算書の控え、収支内訳書の控え、
市県民税の特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
所得税徴収高計算書の領収証書、
その他①の裏付けとなる資料又は審査事項の確認に必要な資料

※マイナンバーの記載がある資料については留意すること。

広島県農林水産局長

担当：団体検査課
住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52
連絡先：082-513-3526 (ダイヤルイン)